

平成 24 年度 第 2 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 17 日 (木)
午後 2 時 00 分～3 時 40 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 12 階 第 1 会議室
- 3 出席者 (委員)
岡本東三委員、萩原法子委員、段木一行委員、
長嶋栄次委員、吉村稔子委員、明石昇委員、
河東義之委員、神谷睦代委員
(事務局)
原生涯学習部長
横田文化財保護室長
湖口文化財保護室主査、長南主任主事

4 議 題

議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
- (2) 千葉市地域文化財の登録候補について
- (3) 文化財の指定・登録の区分について
- (4) その他

5 議事の概要

議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
千葉市指定文化財の候補として、「中鹿子第 2 遺跡出土 土偶」についての諮問がなされた。次回の審議会において採決を行い、答申を行うこととなった。
- (2) 千葉市地域文化財の登録候補について
千葉市地域文化財の候補として、「検見川神社の神楽囃子」について説明し、それについての意見が交わされた。
- (3) 文化財の指定・登録の区分について
一部の市指定文化財及び地域文化財について、市の基準に従って種別及び区分の見直しを行ったことを報告し、了承を得た。

(3) その他

千葉市ゆかりの家・いなげの現状及び課題について説明し、それについての意見を得た。

6 会議経過

議長：議事に入る前に、議事録署名人として長嶋委員を指名する。
(委員承諾)

議事(1) 千葉市指定文化財の指定について(諮問)

議長：議事の(1)について事務局より説明を願う。
(事務局が、諮問書を朗読した後、審議会会長に手渡した。)
(事務局が、千葉市指定文化財候補の中鹿子第2遺跡出土土偶について説明した。)

議長：ただいま事務局から説明があったが、何か質問・意見等はあるか。前回の審議会で実物を見せてもらった。非常に小さい土偶である。縄文時代の起源及び土偶の起源を考えると数少ない事例であり、是非とも市の指定文化財として保存したいという趣旨である。

萩原委員：発掘されてから20年位が経過している。なぜ今のタイミングで指定するのか。研究の成果がでてきたからか。今まで指定しなかった理由を教えてほしい。

事務局：この土偶が発掘された当時は、発掘調査が次から次へと行われていた。現在は発掘調査が減ったため、これまでの発掘調査において出土したもののの中で優れたものをピックアップできる環境が整ってきたためである。

議長：土偶の時期を示すものとして、撚糸文期の土器などを「附」として指定はしないのか。

事務局：時期を示すものとしては、面積的には2～3千平方メートルから出土したものが破片としてあったが、接合を試みた結果、形になるものがなかった。そのため、この1点のみで指定したいと考えている。

議長：千葉市の遺跡では、土偶の出土例は多いので、是非とも古いものから縄文晩期くらいのもので、系統的にたどれるように整理してほしい。他に市指定文化財の土偶はあるのか。

事務局：市指定の土偶は他にはない。前年度、市指定文化財となった

土版が出土した内野第一遺跡からは、土偶が多数出土している。しかし、土製品については完全に整理しきれていない状況であり、まだ出てくる可能性がある。現時点では指定の候補として考えているが、もうすこし整理が必要である。

議長：将来的な話であるが、是非とも土偶などの土製品は、1点主義ではなく、系統的に千葉市の指定文化財として指定していくことを期待する。

事務局：了解した。土偶については、中央区にある千葉市埋蔵文化財調査センターの常設展で展示を行っているので、来館した方にはご覧になっていただける状態である。

議長：次回の審議会において採決し、答申をだすこととする。

議事（２）千葉市地域文化財の登録候補について

議長：続いて議事の（２）について事務局より説明を願う。

（事務局が、市地域文化財候補である。検見川神社の神楽囃子について、ビデオ投影を交えながら説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、何か質問・意見等はあるか。

長嶋委員：神楽囃子となっているが、お囃子と神楽を両方登録するという意味か。

事務局：情報提供も「神楽囃子」でなされたため、事務局としてはそのように考えている。

段木委員：そうであれば、「神楽」と「囃子」の間に「・」がなければならない。神楽と囃子は本来まったく別のものである。例えば千葉神社の場合には、神楽は中世からある。この資料では、お囃子は、葛西囃子や神田囃子の系統を受けた、とあるが、葛西囃子の方が神田囃子よりも古い。葛西囃子が入ってきたのは享保年間である。それが神田に伝わって神田囃子になる。国が無形民俗文化財として指定している、江戸神楽というものがあるが、これと神田囃子は別ものである。お囃子と神楽を２つ一緒に指定するのであれば、「神楽・囃子」としなければならない。この資料によると、検見川町に入ってきたのは、安政年間とある。安政年間は幕末の時期であり、割と新しい。ビデオを見た印象としては、踊りが速い。踊りが速いのは、新しい証拠である。

本来、神楽は神様にささげるものであったため、ゆったりしている。囃子が入ってきたために、テンポが非常に速くなった。また、見せる対象が神様ではなく人になったために、見せることに主眼が置かれるようになり、動作が速くなった。獅子舞の調査においても同様なことが言え、ゆったりしている方が古い。速い動きで勇壮活発と言われるが、それは新しいものだということを行っているようなものである。

萩原委員：神社にはきちんとした文書等はあるのか。

事務局：把握していないため、今後調査を行う。

萩原委員：文書があれば、どのような系統であるのか、そしてどのようにして現在の形に至ったのか、などがはっきりするであろう。

議長：これは市民が候補をあげてきて、登録してほしい、という性格のものであるか。

事務局：そのとおりである。

議長：これを登録にした場合、自分のところの神楽も登録になるのではないか、という場合がでてくる。そのためある程度の基準が必要になってくる。継承・育成していかなければならないという側面もあるため、登録になるということは、決して悪いことではないが、千葉市の系統として、どの位置にあるのか、という見当がなければ、ただ情報提供されたものを登録する、という状況となり、具合が悪いと思う。

萩原委員：地域文化財の候補は、今までも沢山でてきていたと思うが、それはどうなってしまったのか。今どのような状況であるのか。

事務局：地域文化財は「後世に残したい地域の文化財」として、毎年1回市民から情報提供をしてもらっていた。現在はその情報がとても多くなっており、調査しきれない状況となっている。そのため、事務局で情報を整理し、適切と考えられるもののみを候補にあげ、審議会での審議にかけることとしている。

萩原委員：今まで候補としてあがってきたもののの中には、間違っているケースもあった。以前候補として出された石造物の情報は、間違っているものであった。千葉市では、これぞ、というものがあるにもかかわらず、それではなく、間違っただけのものを候補としてあげていることが腑に落ちない。石造物を登録しようとするならば、まずはその専門家に意見を聞かないといけない。間違

ったものを登録したら非常に問題である。当初、市民から情報を募集する、地域文化財の登録制度は良いと思ったが、実際に審議をしてみると疑問が残る状況である。

議 長 : 現在、地域文化財には民俗文化財が 3 件あるが、それらと比べる必要がある。市内の指定文化財の中には神楽はあるのか。

事務局 : 市内の神楽では、稲毛の浅間神社の神楽が県指定文化財、南生実町の八劔神社の神楽が市指定文化財である。登戸の神楽囃子及び武石町の三代王神社の神楽が、地域文化財である。

長嶋委員 : 市には神楽の協会があったと思うが、その名称を教えてほしい。

事務局 : 千葉県郷土芸能保存協会である。

長嶋委員 : その協会に対して、市として何か働きかけなどは行っているのか。

事務局 : 千葉市は、当協会の事業に補助金を支出している。協会には 12 の連が加盟している。浅間神社神楽連・八劔神社神楽連も加盟している。今回候補として提案した検見川神社神楽囃子連も加盟している。検見川神社神楽囃子連の代表は、協会の会長である。

議 長 : やはり全体として、登録にすべきものの基準が必要ではないか。地域文化財の制度は、市民が継承していくための意味合いも持っているが、全体的・系統的な流れというものを位置づけずに、情報提供されてきたものを全部登録するという状態は若干問題がある。一度専門の先生に見ていただいて、これなら指定、あるいは登録、というようにある程度の格付けを行うことが必要であろう。

事務局 : 本市の地域文化財には、指定に準じた登録という概念と、地域の文化財という概念が混在している。指定と登録については、もう少し整理する必要があると考えている。

議 長 : 無形文化財の中で、市が助成しているものは何件くらいあるのか。

事務局 : 文化財ごとではなく、千葉県郷土芸能保存協会の事業、すなわち後継者養成事業・用具補修事業に対して補助金を支出している。後継者養成事業については、協会が一括で交付された補助金を、加盟する 12 団体に振り分けている。

議 長 : その協会の中には、未指定登録のものが 8 団体あるということになるが、今後、どのような基準で登録していくのかが問題にな

ってくる。系統的・学術的には若干問題があっても、地域のこれからの発展のために連を作って継承していく、ということを重要視していくのか、そしてその意味も含めてその8団体のなかでどういう位置づけになるのかを、一度事務局の方で検討してほしい。検見川神社の神楽は、戦後復活したものであり、面や記録類がどのように残っているのか、などを調査し、文化財としての位置づけを行う必要があると思う。地域の文化財を守っていく上で重要なものについて、指定には至らないが地域発展のための文化財として登録していく、という地域文化財の趣旨は、大変いいことだと思う。ただし、文化財としてきちんと位置づけをせずに、ただ申請してきたから登録する、ということでは後で問題になってくるだろう。

萩原委員：市の保存協会についてもう少し詳しく教えてほしい。

（事務局が、郷土芸能保存協会の概要と活動内容等について説明した。）

議長：無形文化財の場合は、地域の連が動いていかないと、死んでしまう。連にとって継承の励みになるというのであれば、地域文化財の登録は、非常に重要な意味がある。現在、地域文化財には、神楽が2件あり、それらとの比較も必要である。また、学問的・系統的なこととの兼ね合いをどうするのかを、事務局の方で検討した上で、もう一度先生方をまじえて審議したい。

河東委員：説明文は残るものであるため、間違いが無いように、専門家にチェックしてもらったほうがいい。そして地元にもそれを教えたほうがいい。説明において、囃子と神楽が一緒の段落に記述されているため、神楽の起源が分かりづらいと感じた。囃子と神楽を別々に説明した方が分かりやすいため「神楽は～」の箇所は、改行してほしい。

事務局：了解した。

段木委員：楽器のなかに手拍子というのがあるが、手拍子とはどういうものか。

事務局：打楽器の一つである。楽器も今後調査する。

段木委員：鉦は使っているのか。使ってなければ5人囃子にならないが。

事務局：確認する。

議長：地域文化財の登録は、地域と密着するものなので、是非とも積

極的に行った方がいい。今出た先生方の意見を踏まえて、次回までに調査及び検討を行ってほしい。その後、諮問という流れとする。

議事（３）文化財の指定・登録の区分について

議長：続いて議事の（３）について事務局より説明を願う。

（事務局が、前々回の審議会で指摘のあった、一部の市指定文化財及び地域文化財の種別及び区分について、市の基準に従って見直しを行ったことを報告した。）

議長：改正前に墓碑や板碑が、「建造物」とされていたものを、改正後に振り分けて、板碑は「考古資料」、墓碑は「史跡」という位置づけにした、ということであるが、条例の改正はいつか。

事務局：条例改正は平成１８年である。市の登録文化財の制度を導入した時である。

議長：板碑などは「歴史資料」に入っているところが多いと思うがいかがか。

段木委員：歴史資料としているところが多いのではないか。考古資料としたのは千葉県の方式か。

事務局：千葉県では考古資料としている。国においては、考古資料としているものもあれば、史跡としているところもあり様々である。判断に迷ったが、本市では、考古資料とすることとした。

議長：混乱のないよう仕分けをしておけば、分類上の問題はでてこない。今後は、そのように振り分けて手続きを進めてほしい。

河東委員：それにしても千葉市は大都市であるのに、市指定文化財に建造物が少ない。１５万人くらいの都市でも２０件くらいあるところもある。

議長：現在は発掘調査も少なくなった。今のうちに指定行為をかけて文化財を守っていく、という方針をより強く打ち出してほしいと思う。全体としても指定文化財の数が少ない。他の都市では、市の文化財一覧が冊子になっている。文化財保護において、指定行為はとりわけ重要である。是非とも推進してほしい。

議事（４）その他

議長：続いて議事（４）その他だが何かあるか。

(特になし)

議 長 : 特になければ、事務局から何かあるか。

(事務局が、千葉市ゆかりの家・いなげの概要を説明。この家の現状と課題を報告し、意見を求めた。)

萩原委員 : だいぶ長い時間公開しているが、そこで何か市民が活動している、という状況などはあるのか。どのような使われ方をしているのか。

事務局 : 地域の市民が家の中で活動しているということはない。家の内部の見学のみである。

議 長 : 建物の中にはどのようなものが展示されているのか。

事務局 : 溥傑と妻の浩に関する写真パネルや書物が多い。また書などの掛け軸がある。掛け軸については、展示環境がよくないため、レプリカの展示を検討している。(掛け軸の実見を行った。)

議 長 : その掛け軸は、文化財としての価値はあるのか。

事務局 : 溥傑は人から頼まれれば書を書いていたので、量があると思う。この掛け軸は溥傑が稲毛に住んでいた頃の思い出をつづっており、建物とは切り離せないものである。

議 長 : 建物自体も文化財として、指定もしくは登録する予定なのか。

事務局 : 所有者の経緯は判明しているが、建造した当時のことが不明であるため、事務局としては、積極的に指定していく方針ではない。

萩原委員 : 建物は市の所有なのか。管理の費用はどのようにしているのか。

事務局 : 市が所有しており、公開と管理業務を業者に委託している。

議 長 : 管理している業者とは、教育振興財団か。

事務局 : 平成23年度までは教育振興財団であったが、今年度からは別の業者である。

萩原委員 : 公費をかけるだけの価値がある建物なのか。

事務局 : この家に溥傑が住んでいたことは全国的にも知られており、来館者数は年間7000人くらいである。そのため、価値はあるものと考えている。

河東委員 : 建造物としては、もう少し調査をしないと価値がわからない。

見たところ、確かに昭和の初め頃のものであると思うが、はた

してこの状態で立っていたのか、あるいはその一部であったのか分からないため、今の段階では、指定文化財にはできないだろう。平面図を見ると、玄関から入って右に接客の間が2つあり、廊下の上は居住用であると思われる。それにしても台所が妙に小さいと感じる。本当に別荘であったのかどうかを調べ、築年数が特定できれば、稲毛の別荘地帯であった当時の遺構であるという付加価値はでてくる。建造物としての指定は専門的な調査の必要があると思うが、溥傑が住んでいたという史跡としてならば、指定は可能であろう。

議長：掛け軸を「附」として指定史跡とするのもよいと思う。近くにある神谷伝兵衛の別荘は、指定文化財か。

事務局：国登録有形文化財である。

河東委員：この掛け軸は、この家に展示してあったほうが良いと思うが、保存状況に問題があるならば、コピーをして複製を作成し、解説に断り書を入れて展示すればよいと思う。

議長：現在は複製の技術は進んでいる。あとは予算的な問題である。

事務局：これは、事務局で考えているだけでは踏み出せない問題であった。今のご意見を参考に予算の計画を立てたい。ゆかりの家は、現在まで、はっきりとした位置づけを行っていなかった。指定等については具体化させてからまた伺いたい。

議長：溥傑夫妻は半年しか住んでいないが、歴史的な意味合いはある。現在まで保存してきたわけだから、市の指定史跡にしてもよいのではないか。建造物そのものの価値としては、まだはっきりしないが、この書を「附」にした史跡としての指定ならば、現時点でも可能である。調査をおこない、全国と比較して千葉市特有のものであるとされれば、市の指定史跡として継承していくことに対して、委員の先生方も異論はないだろう。

吉村委員：書道については専門ではないが、溥傑は、中国の近現代の書道史で「三筆」と呼ばれている人のうちの一人であるらしい。この書は単に書き散らしたのではなく、わざわざ自分の思い出を書いて市長に送ってきた、というものであるから、本人としては丁寧に書いたものであろう。千葉市の歴史を考えると、やはり貴重な歴史資料であり、この書だけでも登録文化財となり得ると思う。

萩原委員：この詩の背景に興味がある。詩の中の庭というのは、どこの庭のことか。

事務局：ゆかりの家にはとても良い庭がある。詩の中の庭は、この家の庭であると考えられる。

段木委員：パンフレットに「午初夏」とあるが、午というのは何年か。

事務局：平成２年のことである。この書は、平成２年の旧神谷伝兵衛稲毛別荘のオープンに際して寄贈されたものである。

河東委員：「成婚間もない昭和１２年に」とあるが、その当時、溥傑はどういう状況であったか。

事務局：日本の陸軍歩兵学校に通っていた。いろいろな記録があるが当時は満州国の軍人であった。

議長：この家は市が財産として持っているものであるし、この書を「附」として、指定もしくは登録文化財とするのは、今すぐにも問題はないだろう。書の複製については、予算がどのくらいかかるかは問題であるが、それを作り展示すればよい。
他になればこれにて議事を終了する。

（担当課） 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 ０４３－２４５－５９６２